9/15 朝日

国会召集義務

議論封じは許されない

内閣が憲法に定められた義務を果たさないとき、それをただすのが司法の役割だ。その点から見て、極めて不十分な判決と言わざるをえない。

野党が6年前、臨時国会の召集を求めたのに当時の安倍内閣が応じなかったのは憲法違反だとして、野党議員らが賠償などを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷が12日、上告を棄却した。

憲法53条は、衆参いずれかの議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は臨時国会の召集を決定しなければならないと定めている。これに基づき、野党が臨時国会の召集を要求した。森友・加計学園問題をめぐり内閣の説明責任が問われたさなかのことだ。

ところが内閣は要求を放置し、98日後に臨時国会を召集したものの冒頭に衆院を解散し、実質審議はなかった。内閣への疑義を扱う国会論戦を自ら封じ込んだものだった。

野党議員らは、20日以内に召集を決定する義務が内閣にあることの確認や損害賠償などを求めたが、最高裁は一・二審同様、憲法判断をせずに訴えを退けた。憲法に照らして内閣の行為をチェックする機能は果たされなかった。

5裁判官中4人の多数意見に対し、行政法学者出身の宇賀克也判事は反対意見を述べた。すぐ通常国会が予定されている場合や天災など特別の場合以外は、20日以内に召集しなければ違法だ、と具体的な日数も挙げて述べた。

「臨時国会召集要求があっても召集がされない事態」を防ぐ法的手段があるべきだとの指摘には、説得力がある。

勝訴は確定したものの、内閣はこれまでのような召集要求の無視・放置を許されたわけでは決してない。

最高裁は、議員が臨時国会の召集を受けられる地位の確認を求める訴えについて、地裁や高裁の判断を覆し、裁判で争える事柄であること自体は認めた。今後、内閣が召集要求に応じないときに速やかに議員が訴えれば、裁判所が救済する可能性もある。

憲法53条が意図するのは、国会の少数派の尊重である。召集要求に対して内閣に適切に対応させる法改正を、国会は早急に実現すべきだ。

立憲、維新などは、召集要求から20日以内に国会を開くよう内閣に義務づける国会法改正案を昨年の臨時国会に提出した。12年に自民党がまとめた憲法改正草案にも同様の規定があり、合意の土台はとのっているのではないか。

召集要求にいつ応じるかを内閣の思惑任せにせず、国会のルール下に置くことは、自律的で豊かな国会論戦につながるだろう。

2023・9・15